

議第 20 号

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第 2 条により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報保護に関する法律」に統合する改正が行われることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例

下呂市個人情報保護条例（平成16年下呂市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 個人識別符号 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。</u> （3）～（10） （略） （収集の制限） 第6条 （略） 2 （略） 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）～（6） （略） （7） 国、独立行政法人等（<u>個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合であって、事務の遂行に必要な限度で収集し、かつ、収集す	（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1） （略） （2） 個人識別符号 <u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u> （3）～（10） （略） （収集の制限） 第6条 （略） 2 （略） 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）～（6） （略） （7） 国、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。</u>）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）から収集する場合で

改 正 後	改 正 前
ることについてやむを得ない理由があると認められるとき。	あつて、事務の遂行に必要な限度で収集し、かつ、収集することについてやむを得ない理由があると認められるとき。
(8) (略)	(8) (略)
4 ・ 5 (略)	4 ・ 5 (略)

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

【参考資料】

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第2条により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報保護に関する法律」に統合する改正が行われることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 条文中で引用する法律名を改めます。

(第2条、第6条第3項関係)

(2) この条例は、令和4年4月1日から施行します。

(附則関係)